

白岡市地域クラブ活動運営協議会設置要綱

令和 6 年 4 月 1 9 日

白岡市教育委員会告示第 9 号

(設置)

第 1 条 市内中学校における持続可能な部活動の実現とともに、部活動における教職員の負担軽減を図ることを目的とする地域クラブ活動の円滑な運営及び実施に当たり、必要事項を検討するため、白岡市地域クラブ活動運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域クラブ活動の運営に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の指導者の確保に関すること。
- (3) 地域クラブ活動の受益者負担に関すること。
- (4) 地域クラブ活動の課題の整理及び検証に関すること。
- (5) その他地域クラブ活動の推進に関し協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、白岡市教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域クラブ活動コーディネーター
- (2) 市内小学校長の代表者
- (3) 市内各中学校長
- (4) 市内小・中学校 P T A 関係者
- (5) 白岡市スポーツ関係団体の代表者
- (6) 白岡市文化関係団体の代表者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。

2 協議会の会議の傍聴に係る手続、定員、制限等については、白岡市教育委員会会議傍聴規則（昭和61年白岡町教育委員会規則第1号）の規定に準ずるものとする。

(意見聴取等)

第8条 会長は、所掌事項に関し、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。